

## 令和5年松原市議会第3回定例会付議事件

- 議案第47号 令和5年度松原市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第48号 令和5年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第49号 令和5年度松原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 令和5年度松原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 松原市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第52号 松原市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第53号 松原市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第54号 松原市児童遊園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第55号 松原市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第56号 令和4年度松原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認定第1号 令和4年度松原市水道事業会計決算認定について
- 認定第2号 令和4年度松原市下水道事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和4年度松原市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和4年度松原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和4年度松原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和4年度松原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和4年度丹南財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 令和4年度若林財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 令和4年度岡財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 令和4年度大堀財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 令和4年度小川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第12号 令和4年度一津屋財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第13号 令和4年度別所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第14号 令和4年度田井城財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和 5 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 3 号)

## 令和5年度松原市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度松原市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ804,904千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,446,184千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年9月11日提出

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17. 寄 附 金		千円 200,342	千円 45,000	千円 245,342
	1. 寄 附 金	200,342	45,000	245,342
19. 諸 収 入		1,257,236	△195,492	1,061,744
	5. 雑 入	1,203,059	△195,492	1,007,567
21. 繰 越 金			955,396	955,396
	1. 繰 越 金		955,396	955,396
歳 入	合 計	48,641,280	804,904	49,446,184

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		千円 3,638,883	千円 525,000	千円 4,163,883
	1. 総務管理費	2,722,357	525,000	3,247,357
3. 民生費		27,186,108	240,615	27,426,723
	1. 社会福祉費	10,250,920	44,493	10,295,413
	2. 児童福祉費	9,050,072	123,136	9,173,208
	3. 生活保護費	6,393,011	72,986	6,465,997
4. 衛生費		3,232,800	1,614	3,234,414
	1. 保健衛生費	1,333,381	1,614	1,334,995
7. 消防費		1,486,262	2,400	1,488,662
	1. 消防費	1,486,262	2,400	1,488,662
8. 教育費		3,914,033	35,275	3,949,308
	4. 幼稚園費	857,278	35,275	892,553
歳出合計		48,641,280	804,904	49,446,184

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
消防情報システム整備事業	令和 5 年度 ↳ 令和 7 年度	246,428 千円
消防救急デジタル無線改修整備事業	令和 5 年度 ↳ 令和 6 年度	50,000 千円

令和 5 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

( 第 3 号 )

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	15,091,534 <small>千円</small>		15,091,534 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	185,000		185,000
3. 利 子 割 交 付 金	14,000		14,000
4. 配 当 割 交 付 金	115,000		115,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	83,000		83,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	278,000		278,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,850,000		2,850,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	46,000		46,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	114,000		114,000
10. 地 方 交 付 税	8,850,000		8,850,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,500		15,500
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	247,777		247,777
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	523,464		523,464
14. 国 庫 支 出 金	11,148,503		11,148,503
15. 府 支 出 金	4,186,417		4,186,417
16. 財 産 収 入	199,411		199,411
17. 寄 附 金	200,342	45,000	245,342
18. 繰 入 金	417,496		417,496



款	補正前の額	補正額	計
19. 諸収入	1,257,236 <sup>千円</sup>	△195,492 <sup>千円</sup>	1,061,744 <sup>千円</sup>
20. 市債	2,818,600		2,818,600
21. 繰越金		955,396	955,396
歳入合計	48,641,280	804,904	49,446,184

( 歳 出 )

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議 会 費	338,695		338,695				
2. 総 務 費	3,638,883	525,000	4,163,883				525,000
3. 民 生 費	27,186,108	240,615	27,426,723				240,615
4. 衛 生 費	3,232,800	1,614	3,234,414				1,614
5. 産 業 経 済 費	876,556		876,556				
6. 土 木 費	4,051,197		4,051,197				
7. 消 防 費	1,486,262	2,400	1,488,662				2,400
8. 教 育 費	3,914,033	35,275	3,949,308				35,275
9. 公 債 費	3,866,746		3,866,746				
10. 予 備 費	50,000		50,000				
歳 出 合 計	48,641,280	804,904	49,446,184				804,904

2. 歳 入

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 一般寄附金	千円 342	千円 45,000	千円 45,342	1. 一般寄附金	千円 45,000	千円 松原市三宅町土地改良区の財産処分に伴う寄附金
計	200,342	45,000	245,342			

(款) 19. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 1,203,040	千円 △195,492	千円 1,007,548	1. 雑入	千円 △195,492	雑入 千円
計	1,203,059	△195,492	1,007,567			

(款) 19. 諸収入

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円	千円	千円	1. 前年度繰越金	千円	千円
		955,396	955,396		955,396	
計		955,396	955,396			

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
15. 財政調整 基金費	千円 26,460	千円 480,000	千円 506,460	千円	千円	千円	千円 480,000	24. 積立金	千円 480,000	千円 財政調整基金積立金	千円 財政調整基金費 480,000
16. 公共施設 整備費	5,769	45,000	50,769				45,000	24. 積立金	45,000	その他特定目的 基金積立金	公共施設整備事業基金費 45,000
計	2,722,357	525,000	3,247,357				525,000				

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉 総務費	千円 1,355,885	千円 14,416	千円 1,370,301	千円	千円	千円	千円 14,416	22. 償還金、 利子及び 割引料	千円 14,416	千円 償還金 生活困窮者自立支援事業 14,416	
11. 障害者 自立支援費	3,842,445	30,077	3,872,522				30,077	22. 償還金、 利子及び 割引料	30,077	千円 償還金 自立支援医療事業 15,501 障害者総合支援法事務事業 14,576	
計	10,250,920	44,493	10,295,413				44,493				

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉 総務費	475,494	11,609	487,103				11,609	22. 償還金、 利子及び 割引料	11,609	償還金	子育て支援課一般事務費 11,609
2. 児童福祉費	5,423,167	99,656	5,522,823				99,656	22. 償還金、 利子及び 割引料	99,656	償還金	子ども施設課一般事務費 4,496 私立保育所運営管理事業 83,383 障害児通所給付事業 466 子育てのための保育施設等利 用給付事業 1,280 子育て世帯生活支援特別給付 金(その他世帯分)支給事業 10,031
3. 母子福祉費	783,108	11,871	794,979				11,871	22. 償還金、 利子及び 割引料	11,871	償還金	児童扶養手当給付事業 2,413 母子家庭等対策総合支援事業 2,852 子育て世帯生活支援特別給付 金(ひとり親世帯分)支給事 業 6,606
計	9,050,072	123,136	9,173,208				123,136				

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費



(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 生活保護 総務費	千円 180,011	千円 72,986	千円 252,997	千円	千円	千円	千円 72,986	22. 償還金、 利子及び 割引料	千円 72,986	千円 償還金 生活保護事務事業 72,986	
計	6,393,011	72,986	6,465,997				72,986				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

4. 母子保健事業費	133,054	1,614	134,668				1,614	22. 償還金、利子及び割引料	1,614	償還金	未熟児養育医療給付事業 1,614
計	1,333,381	1,614	1,334,995				1,614				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(款) 7. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
4. 災害対策費	千円 44,579	千円 2,400	千円 46,979	千円	千円	千円	千円 2,400	18. 負担金、 補助及び 交付金	千円 補助金 危機管理課一般事務費 2,400	
計	1,486,262	2,400	1,488,662				2,400			

(款) 8. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

1. 幼稚園 総務費	857,278	35,275	892,553				35,275	22. 償還金、 利子及び 割引料	35,275	償還金	子ども施設課一般事務費 2,649 認定こども園等運営管理事業 25,098 子育てのための教育施設等利 用給付事業 7,528
計	857,278	35,275	892,553				35,275				

(款) 8. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの  
支出額又は支出額の見込み及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		限 度 額	令和4年度末まで の支出（見込）額		令和5年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・府支出金	地 方 債	そ の 他	
		千円	年	千円	年	千円	千円	千円	千円	
消防情報システム整備事業	令和 5年度	246,428			3	246,428		246,300		128
消防救急デジタル無線改修整 備事業	令和 5年度	50,000			2	50,000		50,000		

令和 5 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算

(第 2 号)

## 令和 5 年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度松原市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 8 3 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5, 5 4 0, 1 3 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 1 1 日 提出

松原市長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6. 諸 収 入		千円 1, 100, 620	千円 6, 837	千円 1, 107, 457
	3. 雑 入	1, 099, 760	6, 837	1, 106, 597
歳 入	合 計	15, 533, 297	6, 837	15, 540, 134



歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 保健事業費		千円 117,227	千円 6,837	千円 124,064
	1. 特定健康診査等事業費	81,987	6,837	88,824
歳 出	合 計	15,533,297	6,837	15,540,134

令和 5 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 2 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	2,643,943 <sup>千円</sup>		2,643,943 <sup>千円</sup>
2. 一部負担金	10		10
3. 国庫支出金	600		600
4. 府支出金	10,303,228		10,303,228
5. 繰入金	1,484,896		1,484,896
6. 諸収入	1,100,620	6,837	1,107,457
歳入合計	15,533,297	6,837	15,540,134

( 歳 出 )

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 総務費	千円 249,589	千円	千円 249,589	千円	千円	千円	千円
2. 保険給付費	10,077,692		10,077,692				
3. 国民健康保険金 事業費納付金	3,929,356		3,929,356				
4. 保健事業費	117,227	6,837	124,064				6,837
5. 公債費	8,417		8,417				
6. 諸支出金	1,051,016		1,051,016				
7. 予備費	100,000		100,000				
歳出合計	15,533,297	6,837	15,540,134				6,837

2. 歳 入  
 (款) 6. 諸収入  
 (項) 3. 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5. 雑 入	千円 1,073,660	千円 6,837	千円 1,080,497	1. 雑 入	千円 6,837	千円
計	1,099,760	6,837	1,106,597			

3. 歳 出

(款) 4. 保健事業費

(項) 1. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 特定健康 診 査 等 事 業 費	千円 81,987	千円 6,837	千円 88,824	千円	千円	千円	千円 6,837	22. 償還金、 利子及び 割引料	千円 6,837	千円 償還金 特定健康診査等事業 6,837	
計	81,987	6,837	88,824				6,837				

(款) 4. 保健事業費

(項) 1. 特定健康診査等事業費

令和 5 年度

松原市介護保険特別会計補正予算

(第 1 号)

## 令和5年度松原市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度松原市の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,953千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,555,809千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月11日提出

松原市長 澤井宏文



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 支払基金交付金		千円 3,524,308	千円 22,334	千円 3,546,642
	1. 支払基金交付金	3,524,308	22,334	3,546,642
4. 府支出金		1,852,855	1,076	1,853,931
	1. 府負担金	1,775,417	1,076	1,776,493
8. 繰越金			58,543	58,543
	1. 繰越金		58,543	58,543
歳入	合計	13,473,856	81,953	13,555,809

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金		千円 155	千円 9,989	千円 10,144
	1. 基金積立金	155	9,989	10,144
6. 諸支出金		5,218	71,964	77,182
	1. 償還金及び還付加算金	5,218	71,964	77,182
歳出合計		13,473,856	81,953	13,555,809

令和 5 年度

松原市介護保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 1 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	2,358,747 <sup>千円</sup>		2,358,747 <sup>千円</sup>
2. 国庫支出金	3,346,148		3,346,148
3. 支払基金交付金	3,524,308	22,334	3,546,642
4. 府支出金	1,852,855	1,076	1,853,931
5. 財産収入	164		164
6. 繰入金	2,390,029		2,390,029
7. 諸収入	1,605		1,605
8. 繰越金		58,543	58,543
歳入合計	13,473,856	81,953	13,555,809

( 歳 出 )

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1.総務費	千円 246,445	千円	千円 246,445	千円	千円	千円	千円
2.保険給付費	12,641,800		12,641,800				
3.地域支援事業費	546,774		546,774				
4.基金積立金	155	9,989	10,144				9,989
5.公債費	3,464		3,464				
6.諸支出金	5,218	71,964	77,182				71,964
7.予備費	30,000		30,000				
歳出合計	13,473,856	81,953	13,555,809				81,953

2. 歳 入

(款) 3. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 介護給付費 交 付 金	千円 3,413,097	千円 20,636	千円 3,433,733	2. 前 年 度 分	千円 20,636	介護給付費交付金 千円
2. 地域支援事業 支 援 交 付 金	111,211	1,698	112,909	2. 前 年 度 分	1,698	地域支援事業支援交付金
計	3,524,308	22,334	3,546,642			

(款) 4. 府支出金

(項) 1. 府負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 介護給付費負担金	千円 1,775,417	千円 1,076	千円 1,776,493	2. 前年度分	千円 1,076	介護給付費負担金 千円
計	1,775,417	1,076	1,776,493			

(款) 4. 府支出金

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円	千円	千円	1. 前年度繰越金	千円	千円
		58,543	58,543		58,543	
計		58,543	58,543			



3. 歳 出

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 介護給付費 準備基金 積立金	千円 155	千円 9,989	千円 10,144	千円	千円	千円	千円 9,989	24. 積立金	千円 9,989	千円 その他特定目的 介護給付費準備基金積立金 事業 9,989
計	155	9,989	10,144				9,989			

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
5. 償還金	千円	千円 71,964	千円 71,964	千円	千円	千円	千円 71,964	22. 償還金、 利子及び 割引料	千円 71,964	千円 償還金 償還金 71,964	
計	5,218	71,964	77,182			71,964					

令和 5 年度

松原市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第 1 号)

## 令和 5 年度松原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度松原市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 65,737 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,216,749 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 11 日 提出

松原市長 澤井宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		千円	千円	千円
			65,737	65,737
	1. 繰越金		65,737	65,737
歳入	合計	2,151,012	65,737	2,216,749

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金		千円 2, 0 8 6, 0 8 7	千円 6 5, 7 3 7	千円 2, 1 5 1, 8 2 4
	1. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金	2, 0 8 6, 0 8 7	6 5, 7 3 7	2, 1 5 1, 8 2 4
歳 出	合 計	2, 1 5 1, 0 1 2	6 5, 7 3 7	2, 2 1 6, 7 4 9

令和 5 年度

松原市後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

(第 1 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	1,609,987 <small>千円</small>		1,609,987 <small>千円</small>
2. 繰入金	540,905		540,905
3. 諸収入	120		120
4. 繰越金		65,737	65,737
歳入合計	2,151,012	65,737	2,216,749



( 歳 出 )

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 総務費	千円 56,325	千円	千円 56,325	千円	千円	千円	千円
2. 後期高齢者医療広域連合 納付金	2,086,087	65,737	2,151,824				65,737
3. 諸支出金	3,600		3,600				
4. 予備費	5,000		5,000				
歳出合計	2,151,012	65,737	2,216,749				65,737

2. 歳 入

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰 越 金	千円	千円	千円	1. 前年度繰越金	千円	千円
		65,737	65,737		65,737	
計		65,737	65,737			

3. 歳 出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 後期高齢者 医療広域連 合 納 付 金	千円 2,086,087	千円 65,737	千円 2,151,824	千円	千円	千円	千円 65,737	18. 負担金、 補助及び 交付金	千円 負担金 後期高齢者医療広域連合納付 金事業 65,737	
計	2,086,087	65,737	2,151,824			65,737				

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

議案第 5 1 号

松原市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

松原市印鑑条例（昭和 5 0 年条例第 6 号）の一部を改正する条例を次のとおり  
制定する。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

## 松原市条例第 号

### 松原市印鑑条例の一部を改正する条例

松原市印鑑条例（昭和50年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同項第2号中「個人番号カードであつて、公的個人認証法第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているもの」を「次に掲げるもののいずれか」に改め、同号に次のように加える。

- ア 個人番号カードであつて、公的個人認証法第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているもの
- イ 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）であつて、公的個人認証法第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれたもの

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 5 2 号

松原市手数料条例の一部を改正する条例制定について

松原市手数料条例（昭和 3 9 年条例第 1 4 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

## 松原市条例第 号

### 松原市手数料条例の一部を改正する条例

松原市手数料条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。  
第2条第23号を次のように改める。

（23） 住民票（除票を含む。）の写し等の交付 300円（次に掲げるもののいずれかを用いて、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機から、電子利用者証明（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この号において「法」という。）第2条第2項に規定する電子利用者証明をいう。以下同じ。）を行うことにより、当該交付を受ける場合にあつては、200円）

ア 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、法第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。以下同じ。）

イ 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて、法第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれたものをいう。以下同じ。）

第2条第28号中「個人番号カード」を「次に掲げるもののいずれか」に改め、同号に次のように加える。

ア 個人番号カード

イ 移動端末設備

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 5 3 号

松原市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

松原市国民健康保険条例（昭和 3 5 年条例第 6 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

松原市長 澤 井 宏 文



松原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松原市国民健康保険条例（昭和35年条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条の2」を「第26条の3」に改める。

第11条の3中「及び第22条の3」を「、第22条の3及び第22条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第13条第1項中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の5の2中「及び第22条の3」を「、第22条の3及び第22条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第15条の6各号列記以外の部分中「第22条」の次に「及び第22条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第22条第1項第1号中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第22条の3第1項及び第4項中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

（1） 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第26条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2） 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を

乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「第15条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額」とあるのは「第15条の5の10の後期高齢者支援金等賦課限度額を超える場合には、後期高齢者支援金等賦課限度額」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「第15条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額」とあるのは「第15条の10の介護納付金賦課限度額を超える場合には、介護納付金賦課限度額」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額）とする。
  - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第15条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「第15条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、基

基礎賦課限度額」とあるのは「第15条の5の10の後期高齢者支援金等賦課限度額を超える場合には、後期高齢者支援金等賦課限度額」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「第15条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額」とあるのは「第15条の10の介護納付金賦課限度額を超える場合には、介護納付金賦課限度額」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替えるものとする。

第26条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同省令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第26条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第26条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第22条の4の規定は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

議案第 5 4 号

松原市児童遊園条例の一部を改正する条例制定について

松原市児童遊園条例（平成 2 5 年条例第 3 1 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市児童遊園条例の一部を改正する条例

松原市児童遊園条例（平成25年条例第31号）の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

天美北2丁目東児童遊園	天美北2丁目92番地70
-------------	--------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 5 号

松原市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

松原市火災予防条例（昭和 4 8 年条例第 2 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 1 1 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市火災予防条例の一部を改正する条例

松原市火災予防条例（昭和48年条例第22号）の一部を次のように改正する。  
第13条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第13条の2第1項第4号中「雨水等」を「その<sup>きょう</sup>筐体は雨水等」に改める。  
第15条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床<sup>きょう</sup>上又は台上に設けなければならない。  
第15条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第15条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第13条の2第1項第4号」に改める。

第47条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第1 厨房設備の項を次のように改める。

厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	注：機器 本体上方 の側方又 は後方の 離隔距離 を示す。
				据置型レンジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注	
	不 燃	開 放 式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW 以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW 以下	80	0	—	0	
固	不	木炭を燃料	炭火焼き器	—	100	50	50	50		

体 燃 料	燃 以 外	とするもの					
	不 燃	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—
上記に分類さ れないもの	使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100
	使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の松原市火災予防条例（以下「新条例」という。）第15条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第13条第1項第3号の2（新条例第10条の2第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第15条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。



議案第56号

令和4年度松原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度松原市水道事業会計未処分利益剰余金2,879,048,242  
円のうち、148,527,708円を資本金に組み入れるものとする。

令和5年9月11日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和4年度松原市水道事業会計・下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度松原市水道事業会計・  
下水道事業会計決算を別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

認定第1号 令和4年度松原市水道事業会計決算認定について  
認定第2号 令和4年度松原市下水道事業会計決算認定について

令和5年9月11日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和4年度松原市一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度松原市一般会計・特別会計歳入歳出決算を別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 認定第3号  | 令和4年度松原市一般会計歳入歳出決算認定について        |
| 認定第4号  | 令和4年度松原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 認定第5号  | 令和4年度松原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 認定第6号  | 令和4年度松原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第7号  | 令和4年度丹南財産区特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 認定第8号  | 令和4年度若林財産区特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 認定第9号  | 令和4年度岡財産区特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 認定第10号 | 令和4年度大堀財産区特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 認定第11号 | 令和4年度小川財産区特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 認定第12号 | 令和4年度一津屋財産区特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 認定第13号 | 令和4年度別所財産区特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 認定第14号 | 令和4年度田井城財産区特別会計歳入歳出決算認定について     |

令和5年9月11日提出

松原市長 澤 井 宏 文